

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
明治大学法科大学院	2018 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則 30 単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 21 条、第 22 条）。	学生が他の大学院において修得した単位等の認定については、30 単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位数に算入できるとしていた。	2019 年度より、修了要件が専門職大学院設置基準で定める 93 単位より 10 単位多い 103 単位であることから、認定可能な上限単位数は 40 単位であるため、学生が他の大学院において修得した単位等の認定については、40 単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位数に算入できるとした。
	2-36 1 年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置が講じられているか。	1 年次から 2 年次への進級要件として、① 1 年次の必修科目の総単位数（22 単位）の 5 分の 4（18 単位）以上の修得、② 必修科目の GPA で 1.5 以上の修得を義務づけているとしていた。	2019 年度より、1 年次の進級要件に、従来の要件に加えて、「当該年度に実施される共通到達度確認試験において、当該試験の 1 年次全国総受験者上位 80% の成績を得なければならない。ただし、追試験受験者については、当該追試験の 1 年次全国総受験者上位 60% の成績を得なければならない」という要件を追加している。
	2-42	2013～2017 年の司法試験合格率は	2015～2019 年の司法試験合格率は

	司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。	15.6%であり、全国平均の2分の1以上は確保されていた。	19.4%であり、全国平均の2分の1以上は確保されている。
教員・教員組織	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項）。	2018年5月1日時点における専任教員数は29名（みなし専任教員2名を含む）であった。	2020年5月1日時点における専任教員数は25名（みなし専任教員2名を含む）である。
	3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	2018年5月1日時点においては、専任教員の全員が教授であった。	2020年5月1日時点においても、専任教員全員が教授である。
	3-4 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	2018年5月1日時点における実務家教員数は8名であり、法令上の基準を満たしていた。	2020年5月1日時点における実務家教員数は6名となっている。
	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	2018年5月1日時点においては、公法系5名（憲法3名、行政法2名）、民事系11名（民法5名、商法2名、民事訴訟法4名）及び刑事系8名（刑法3名、刑事訴訟法5名）の専任教員が配置されていた。	2020年5月1日時点においては、公法系4名（憲法2名、行政法2名）、民事系10名（民法4名、商法2名、民事訴訟法4名）及び刑事系7名（刑法2名、刑事訴訟法5名）の専任教員が配置されている。
	3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端	認証評価の時点においては、法律基本科目の99.5%、基礎法学・隣接科目25.0%	2020年度においては、法律基本科目の95.5%、基礎法学・隣接科目11.1%及び

	科目について、専任教員が適切に配置されているか。	及び展開・先端科目の 70.3%を専任教員が担当していた。	展開・先端科目の 56.9%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか（「専門職」第 20 条）。	認証評価の時点においては、未修者コース選抜、法学既修者コース選抜のいずれにおいても適性試験の成績を評価の対象としていた。	2019 年度に行われた入学者選抜では、適性試験が実施されなかったことから、各コースにおいて配点割合の変更がなされた。
	4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	直近 3 年間の実質競争倍率が 2 倍を大きく下回っていた。	2018 年度及び 2019 年度に実施した入学者選抜においては、実質競争倍率 2 倍以上を確保している。
	4-13 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第 10 条）。	入学定員に対する入学者数比率は、経年的に過度（50%以上）の不足が生じており、収容定員に対する在籍学生数比率についても不足していた。	2019 年度においては、入学定員に対する入学者数比率は 120.0%、収容定員に対する在籍学生数比率は 59.5%となっている。